

民進党議員立法「教育の無償化法案」概要

(教育に係る経済的負担の軽減を図るために学校教育の無償化等の推進に関する法律案)

一、目的

公の性質を有する教育に係る経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、
学校教育の無償化等について、基本理念、基本方針等を定め、これを総合的に推進する

二、基本理念

教育は〔個人が人格を磨き豊かな人生を送ることができるようとするもの〕という認識の下、
〔その成果が社会に提供されることを通じて社会の発展に資するもの〕

1. 全ての国民について、経済的な状況にかかわりなく、意欲と能力に応じた教育の機会を確保
2. 教育に要する費用を社会の構成員で広く負担

三、国の責務

国は、学校教育の無償化等に関する施策を総合的に策定し、実施する責務

四、法制上の措置等

基本方針の施策の実施のための法制上の措置等を速やかに講ずるよう規定

- 〔基本方針の①の施策は、法施行後1年以内を目途に法制上の措置〕
〔基本方針の③の施策は、法施行後2年以内を目途に法制上の措置〕

五、基本方針

学校教育の無償化等は、以下の基本方針に基づき推進

1. ①～③の教育に係る授業料等（授業料・保育料・入学金）の不徴収
(授業料等の標準的な額を超える場合には、標準額を支給)
 - ① 就学前教育施設 ※幼稚園、満3歳～小学校就学前の者の教育を行う保育所・認定こども園
 - ② 高等学校等（高等専門学校（第1～第3学年）、専修学校・各種学校（高校類似のもの）を含む）
 - ③ 大学、高等専門学校（第4・第5学年）、専門学校（高度の職業教育を行うもの）
※ 私学に進学した者で低所得の者には、授業料等の標準額の超過分を追加支給
2. 奨学金制度改革
 - ① 貸与型奨学生は、無利息に一元化
※ 現在、利息付で貸与を受けている者 ⇒ 無利息とするための措置
 - ② 収入の状況等を勘案した貸与金の返還（既存の貸与者等を含む）
 - ③ 給付型奨学生は、支給対象の拡大及び支給額の引上げ
3. 全ての公立の義務教育諸学校の学校給食の無償化及び実施に向けた措置
4. 1～3以外の教育に要する経費の負担軽減
5. 貧困の状況にある児童生徒の学習支援
6. 私学助成の拡充

六、財源の確保

消費税の収入、所得税の見直し、資産課税の最高税率の引上げ、歳出削減等により財源を確保

七、検討条項

満3歳未満の保育に関して、①待機児童の解消、②保育の無償化について検討

*公布日より施行